（別紙様式１）

年　　月　　日

　広島県農林水産局長　様

申請者

住所

氏名

電話番号

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

シンガポール向け活カキ輸出衛生証明書発行申請書

　「広島県シンガポール向け活カキ輸出に関する証明書発行要領」（令和４年２月14日付け水産第591号）に基づき、次の活カキ輸出に関し、証明書の発行を申請したく、関係書類を添えて申請します。

１　製品名

２　包装数量及び重量

３　生産海域等

（１）生産海域：

（２）漁業権番号：区第　　　号

（３）ノロウイルス検査結果（検査日）：

４　水揚日

５　作業場名及び所在地

６　出荷日

７　輸出者名及び住所

８　輸入者名及び住所

９　発送日

10　最終目的地の国

（誓約事項）

当該輸出活カキは次の内容を満たすものであることを誓約する。

（１）上記の記載事項が正しいこと。

（２）関税法（昭和29年法律第61号）第２条第１項第４号の「内国貨物」であること。

（３）調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。

（４）証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。

（５）シンガポール側が要求する以下の条件を満たすものであること。

　ア．天然あるいは日本の主管当局によって認可された養殖場に由来するものであること。

　イ．「生産海域における貝毒の監視及び管理措置について」（平成27年３月６日付け26消安第6073号農林水産省消費・安全局長通知）２の（２）に基づく出荷の自主規制の対象となっていないこと。

　ウ．直近の食品衛生監視員による監視指導（食品衛生監視票の日付等）以降に、食品衛生法若しくは関係法規又は関係条例等に基づく施設の改善命令、許可の取り消し又は営業の禁停止を受けておらず、食品衛生法に従い、衛生条件が整備されている取扱施設において、処理及び保管がなされていること。

　エ．食品衛生法に適合し、人の食用に適するものであること。

（申請書の記載に関する注意事項）

１　記入は日本語、英語併記によること。

２　「３　生産海域等」の「（２）漁業権番号」については、最新の区画漁業権の免許番号を記載すること。

また、ノロウイルス検査結果（検査日）については、水揚日又はその直前に、生産者団体が実施したノロウイルスの自主検査結果及び検査日を記載すること。

　３　「５　作業場名及び所在地」については、活カキに直接触れる包装を行う最終施設（包装を行わない場合は最終出荷施設）を記載すること。

４　「６　出荷日」については、洗浄または浄化が終了し梱包した日を記載すること。

５　郵送での証明書の交付を希望する場合は、郵便切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

（別紙様式２）

Hiroshima Prefectural Government, Agriculture, Forestry and Fisheries Bureau.

HEALTH CERTIFICATE

Reference No.

 This is to certify that the below mentioned products are selling for human consumption and the following are satisfied:

 The oysters were harvested from approved designated sea areas in Hiroshima Prefecture, Japan, which are not under self-imposed restraint of shipment.

 The oysters were processed in an approved sanitization facility, regulated by the Hiroshima Prefectural government, in a sanitary and hygienic manner.

 The oysters have not been treated with chemical preservatives or other Substances that are injurious to health.

 The oysters have been prepared, handled, packed, stored and shipped in accordance to Japan’s national standards based on the Food Sanitation Act and Hiroshima Prefectural hygienic standards.

 The oysters have been inspected and found fit for human consumption and every precaution has been taken to prevent contamination prior to export.

(a)Product Name: Live Oyster (*Crassostrea gigas* )

(b)Number of packages and Weight:

(c)Place and date of harvest:

(d)Name of processing plant:

(e)Date of processing:

(f)Name and address of consignor:

(g)Name and address of consignee:

(h)Date of departure:

(i)Country of final destination: Singapore

Place of Issue: Hiroshima Prefectural Government, Agriculture, Forestry and Fisheries Bureau

Date of Issue:

Signature of certifying official:

Official Stamp

（別紙様式３）

年　　月　　日

　広島県農林水産局長　様

申請者

住所

氏名

電話番号

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

シンガポール向け活カキ輸出衛生証明書発行申請の取消願

　「シンガポール向け活カキ輸出に関する証明書発行要領」（令和４年２月14日付け水産第591号）に基づき、証明書発行申請を取り消したく、次のとおり申請します。

１　発行申請年月日

２　輸出活カキの詳細

（１）製品名

（２）重量

（３）輸出者名及び住所

（４）輸入者名及び住所

（５）発送日